

# がん治療を受けている方へ ウィッグ等の購入・レンタル費用を 一部助成します

江戸川区では、外見の変化を伴うがん治療を受けている方の療養生活の質の向上を図り、社会生活を支援するため、ウィッグ等の購入費用の一部を助成します。

## 助成対象者

- 申請日時点で江戸川区に住民登録をしている方
- がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、補整具を必要としている方
- 他の法令等に基づく同種の助成、給付等を受けていない方

## 助成対象品

- ウィッグ(ウィッグの装着時に必要なネットを含む)
- 毛付き帽子
- 人工乳房、補整下着等の補整具
- 弾性着衣



## 助成金額

助成対象品の購入またはレンタルにかかった費用（上限：1点あたり10万円）  
※申請は対象者1人につき2点まで

## 申請期限

助成対象品を購入した日(レンタルの場合は費用を支払った日)の翌日から1年以内

## 申請方法

### 【オンラインの場合】

右記申請フォームからご申請ください。

### 【郵送・窓口の場合】

次の書類を下記の申請先まで郵送または持参してください。

- ① 江戸川区がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② がん治療を受けていることを証明する書類のコピー  
(診療明細書、お薬手帳、治療方針計画書等)
- ③ 領収書等の原本 ※コピー不可  
(助成対象品の購入またはレンタル費用の  
支払日及び金額の明細が分かる書類)
- ④ 本人確認書類



◀ オンライン申請

事業詳細や申請書は

江戸川区 アピアランス

で検索

## 問い合わせ・申請先

〒132-8507  
東京都江戸川区中央4-24-19（江戸川保健所2階）  
江戸川区健康部健康推進課計画係  
TEL：03-5661-1137



ともに、生きる。  
**江戸川区**

## Q&A

| 質問                                                 | 回答                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 未成年の子どものために購入した場合等に、家族が代理で申請することはできますか。        | 同一世帯の方であれば申請できます。申請書の「申請者」欄に代理で申請する方の情報を記入し、「対象者」欄に実際に補整具を利用する方を記入して下さい。                                                                     |
| (2) 半年前に助成を受けましたが、ウィッグを再購入しました。助成対象となりますか。         | 過去に受けた助成が1点分のみであれば、2点目として助成対象となります。                                                                                                          |
| (3) 手術を受けたのは2年前ですが、助成対象となりますか。                     | 手術した日は問わず、申請日からさかのぼって1年以内に支払った費用が対象となります。                                                                                                    |
| (4) ウィッグと一緒に保管用スタンドや専用ヘアブラシを購入しました。これらも助成対象となりますか。 | ウィッグ本体と装着時に必要なネット以外は対象となりません。<br>セット販売等で一式を購入した場合は、金額の内訳がわかるものをご提出ください。                                                                      |
| (5) 胸部補整用の下着とパッドを購入しました。あわせて1点としてよいですか。            | ①補整下着、②パッド、③パッドカバーをセットで1点とします。                                                                                                               |
| (6) 領収書等には何が記載されていればよいですか。                         | 次の項目すべてがわかるものが必要です。<br>①宛名（申請者もしくは対象者の氏名）<br>②支払日<br>③支払金額<br>④金額の明細（※）<br>⑤発行者の名称及び住所<br>※④金額の明細について<br>購入・レンタルしたものの内容、金額がわかるもの（購入明細書・納品書等） |
| (7) インターネットで購入して、領収書がない場合は、どうすればよいですか。             | まずは購入店に領収書の発行を依頼して下さい。それが難しい場合、領収書に代わるものとして、支払いをした事がわかるものと、質問⑤の内容すべてが確認できる書類を提出して下さい。（クレジットカードの利用明細と納品明細等）                                   |
| (8) 消費税額は対象となりますか。                                 | 対象となります。                                                                                                                                     |
| (9) 送料や手数料は対象となりますか。                               | 対象となりません。対象品本体にかかる費用のみが対象です。                                                                                                                 |